

令和8年4月23日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

U Aゼンセン
会長 永島智子
(公印省略)

中東情勢に伴う雇用調整助成金特例措置に関する要請

現在、ホルムズ海峡封鎖を背景とした国際的なエネルギー供給制約により、燃料油および石油製品の価格高騰、ならびに供給不安が生じています。これらの影響は、運輸、化学、医療、建設分野をはじめ幅広い産業に及んでおり、U Aゼンセンの組合員が働く企業においても、一部業務や生産の停止を余儀なくされる事態が発生しています。

本事態は、個々の企業努力のみでは回避・吸収することが困難な外生的ショックであり、雇用の維持および産業活動の継続を図るためには、国による緊急かつ特例的な支援が不可欠です。

政府におかれましては、中東地域の平和と安定に向けた主体的な外交努力を継続するとともに、燃料油・石油製品の供給の安定、流通の目詰まりの速やかな解消および価格の安定に引き続き尽力されるよう要請します。また、燃料油・石油製品の価格上昇が適切に転嫁されず、その結果として中小企業で働く労働者の雇用や労働条件の悪化につながることをないよう監督指導の一層の強化を求めます。

そのうえで、中東情勢に起因する燃料油・石油製品の供給不足や価格高騰等の影響により休業が発生した場合には、速やかな事業再開に備えるために、下記のとおり雇用調整助成金に係る特例措置を講じていただくことを、強く要請します。

記

1. 対象の拡張および手続の緩和

中東情勢に起因する燃料油・石油製品の供給不足や価格高騰等に伴う経済上の理由により休業等または出向を行う事業主を対象とし、生産量要件について、直近1か月で前年同期比5%以上の減少とすること。

また、休業規模要件は撤廃し、雇用保険未加入者の休業も対象とすること。雇用調整計画届については、事前提出を原則とせず、事後提出を可能とすること。

そして、単なる休業ではなく、速やかな事業再開に備え、設備、安全点検等の教育訓練を実施するよう促すこと。

2. 支給日数・支給期間の拡張

供給制約の長期化も想定されることから、1年間の支給日数を300日程度まで拡張すること。ならびに、過去受給歴に伴うクーリング期間（1年要件）を設けないこと。

3. 助成率および日額上限額の引上げ

解雇・雇止めを行わない企業については、雇用維持を最大限促進する観点から、中小企業においては10/10、大企業においては4/5程度へ助成率を大幅に引き上げること。

基幹産業においても助成の効果を確保するため、助成額の日額上限を15,000円程度まで引き上げること。

以上